

処分基準一覧表（令和6年4月1日現在）

No.	法令	条項	項目
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法）	第8条	風俗営業の許可の取消し
2		第25条	風俗営業者に対する指示
3		第26条第1項	風俗営業の許可の取消し、停止命令
4		第26条第2項	飲食店営業の停止命令
5		第29条	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
6		第30条第1項	店舗型性風俗特殊営業の停止命令
7		第30条第2項	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
8		第30条第3項	浴場業営業等の停止命令
9		第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
10		第31条の5第1項	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
11		第31条の5第2項	受付所営業の廃止命令
12		第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
13		第31条の6第2項第2号	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
14		第31条の6第2項第3号	受付所営業の廃止命令
15		第31条の9第1項	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
16		第31条の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
17		第31条の11第2項第1号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
18		第31条の11第2項第2号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
19		第31条の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
20		第31条の15第1項	店舗型電話異性紹介営業の停止命令
21		第31条の15第2項	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
22		第31条の19第1項	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
23		第31条の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
24		第31条の21第2項第1号	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
25		第31条の21第2項第2号	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令

26		第31条の23	特定遊興飲食店営業の許可の取消し
27		第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示
28		第31条の25第1項	特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
29		第31条の25第2項	飲食店営業の停止命令
30		第34条第1項	飲食店営業者に対する指示
31		第34条第2項	飲食店営業の停止命令
32		第35条	興行場営業の停止命令
33		第35条の2	特定性風俗物品販売等営業の停止命令
34		第35条の4第1項	接客業務受託営業を営む者に対する指示
35		第35条の4第2項	接客業務受託営業の停止命令
36		第35条の4第4項第1号	接客業務受託営業を営む者に対する指示
37		第35条の4第4項第2号	接客業務受託営業の停止命令
38	古物営業法	第6条	古物営業の許可の取消し
39		第21条	古物の差止め
40		第21条の7	古物に係る競りの中止
41		第23条	古物商等に対する指示
42		第24条	古物営業の許可の取消し
43		第24条	古物営業の停止命令
44	火薬類取締法	第17条第3項	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
45		第25条第3項	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
46	質屋営業法	第23条	質物等の差止
47		第25条第1項	質屋の許可の取消、営業の停止命令
48		第25条第2項	質屋の許可の取消、営業の停止命令
49	銃砲刀剣類所持等取締法	第4条の3第2項	認知症に係る指定医の診断書の提出命令
50		第4条の4第2項	許可猟銃等に係る打刻命令

51	第4条の4第3項	許可クロスボウに係る表示措置命令
52	第8条第7項	銃砲等又は刀剣類の提出命令
53	第9条の2第2項	指定射撃場の指定の解除
54	第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定の解除
55	第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除
56	第9条の4第3項	教習射撃指導員の解任命令
57	第9条の5第3項	教習資格の認定の取消し
58	第9条の6第3項	教習用備付け銃に係る打刻命令
59	第9条の7第3項	教習用備付け銃に関する措置命令
60	第9条の8第1項	教習射撃場の指定の解除、教習終了証明書の交付禁止
61	第9条の8第2項	教習射撃場の指定の解除
62	第9条の9第2項	練習射撃指導員の解任の命令
63	第9条の10第3項	練習資格の認定の取消し
64	第9条の11第2項	練習用備付け銃に係る打刻命令
65	第9条の11第2項	練習用備付け銃に関する措置命令
66	第9条の12第1項	練習射撃場の指定の解除
67	第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格の認定の取消し
68	第10条の6第6項	保管に係る銃砲に関する措置命令
69	第10条の8第2項	猟銃等保管業者に対する措置命令
70	第10条の8第3項	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
71	第10条の8の2第2項	クロスボウ保管業者に対する措置命令
72	第10条の8の2第3項	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
73	第10条の9第1項	所持許可を受けた者に対する指示
74	第10条の9第2項	年少射撃資格者に対する指示
75	第11条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し

76		第11条第2項	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
77		第11条第3項	銃砲等の所持許可の取消し
78		第11条第4項	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
79		第11条第5項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し
80		第11条第6項	猟銃等射撃指導員の許可の取消し
81		第11条第7項	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し
82		第11条第8項	取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令
83		第11条の3第1項	年少射撃資格の認定の取消し
84		第11条の3第2項	年少射撃資格の認定の取消し
85		第12条の3	調査のための受診命令
86		第13条の3第1項	調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令
87		第27条第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令
88	道路交通法	第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る指示
89		第51条の4第4項	放置違反金の納付命令
90		第51条の9	登録法人に対する適合命令
91		第51条の10	確認事務受託対象法人の登録の取消し
92		第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令
93		第58条の4	過積載車両に係る指示
94		第66条の2第1項	過労運転車両に係る指示
95		第75条第2項	自動車の使用制限命令
96		第75条の2第1項	自動車の使用制限命令
97		第75条の2第2項	車両の使用制限命令
98		第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示
99		第75条の27第1項	特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止
100			第77条第4項

101		第77条第5項	道路使用許可の停止又は取消し
102		第90条第5項	運転免許の取消し、効力の停止
103		第90条第6項	運転免許の取消し
104		第90条第9項	運転免許を受けることができない期間の指定
105		第90条第10項	運転免許を受けることができない期間の指定
106		第91条	運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
107		第103条第1項	運転免許の取消し、効力の停止
108		第103条第2項	運転免許の取消し
109		第103条第4項	運転免許の取消し、効力の停止
110		第103条第7項	運転免許を受けることができない期間の指定
111		第103条第8項	運転免許を受けることができない期間の指定
112		第104条の2の3第1項	運転免許の効力の停止
113		第104条の2の3第3項	運転免許の取消し、効力の停止
114		第107条の5第1項	自動車等の運転禁止
115		第107条の5第2項	自動車等の運転禁止
116		第107条の5第9項	自動車等の運転禁止
117		第108条の3の5第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
118		第108条の3の5第2項	特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令
119		第108条の32の2第5項	運転免許取得者教育の認定の取消し
120		第108条の32の3第2項 において準用する第108 条の32の2第5項	運転免許取得者等検査の認定の取消し
121	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法）	第9条第1項	自動車の運行供用制限
122	警備業法	第8条	警備業の認定の取消し
123		第22条第7項	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
124		第23条第5項	合格証明書の返納命令
125		第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令
126		第48条	警備業者に対する指示

127		第49条第1項	警備業務に係る営業の停止命令
128		第49条第2項	営業の廃止命令
129	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第7条第1項	自動車運転代行業の認定の取消し
130		第19条第1項（道交法22条の2Ⅰ）	最高速度違反行為に係る指示
131		第19条第1項（道交法58条の4）	過積載車両に係る指示
132		第19条第1項（道交法66条の2Ⅰ）	過労運転車両に係る指示
133		第19条第1項（道交法75条Ⅱ）	自動車の使用制限命令
134		第19条第1項（道交法75条の2Ⅰ）	自動車の使用制限命令
135		第19条第1項（道交法75条の2Ⅱ）	車両の使用制限命令
136		第23条第1項	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
137		第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示
138		第24条第1項	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
139		第25条第2項第2号	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
140		第25条第2項第1号	自動車運転代行業者に対する指示
141		第25条第2項第3号	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
142	探偵業の業務の適正化に関する法律	第14条	探偵業者に対する指示
143		第15条第1項	探偵業の停止命令
144		第15条第2項	探偵業の廃止命令
145	遺失物法	第26条第1項	施設占有者に対する指示
146		第26条第2項	特例施設占有者に対する指示
147	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	第13条	インターネット異性紹介事業者に対する指示
148		第14条第1項	インターネット異性紹介事業の停止命令
149		第14条第2項	インターネット異性紹介事業の廃止命令
150		第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示
151		第15条第2項第2号	インターネット異性紹介事業の停止命令

152	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	第9条	指定法人の指定の取消し
153	行商従業者証等の様式の承認に関する規程	第7条	行商従業者証等の様式の承認の取消し
154	古物営業法施行規則	第19条の10第1項	認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し
155		第19条の14第1項	認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し
156		第29条	盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
157	遺失物法施行規則	第30条第1項	特例施設占有者の指定の取消し